

令和3年度 公益財団法人群馬県スポーツ協会認定アスレティックトレーナー養成講習会要項

1. 目的

公益財団法人日本スポーツ協会公認（以下、JSP0）スポーツ指導者制度に基づき、本会公認スポーツドクター及び公認コーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等を担当する公益財団法人群馬県スポーツ協会認定アスレティックトレーナーを養成する。

2. 主催 公益財団法人 群馬県スポーツ協会

3. 日程 令和3年11月11日（木）・12日（金） 詳細は別紙参照

4. 会場 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター 本館3階 第1研修室

5. カリキュラム

(1) 基礎科目 公認スポーツ指導者養成共通科目 I に準ずる

ア 文化としてのスポーツ	イ 指導者の役割 I
ウ トレーニング論 I	エ スポーツ指導者に必要な医学的知識 I
オ スポーツと栄養	カ 指導計画と安全管理
キ ジュニア期とスポーツ	ク 地域におけるスポーツ振興

(2) 専門科目

ア アスレティックトレーナーの役割	イ スポーツ科学
ウ 運動器の解剖と機能	エ スポーツ外傷・障害の基礎知識
オ 健康管理とスポーツ医学 (ドーピングコントロール含む)	カ 検査・測定と評価
キ 予防とコンディショニング	ク アスレティックリハビリテーション
ケ 救急処置	コ スポーツと食事

(3) 専門科目現場実習

ア 見学実習
イ 検査・測定と評価実習, アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習
ウ スポーツ現場実習
エ アスレティックリハビリテーション実習
オ 総合実習

6. 実施方法

(1) 基礎科目（個人学習）

JSP0 スポーツ指導者養成講座「コーチングアシスタント」を受講し、資格を取得しなければならない。

ただし JSP0 公認スポーツ指導者資格を有しており、「共通科目 I」受講と試験を修了している者は免除される。また、何れの資格も有していない受講者は、本協会が提示した課題に対し提出したレポート内容を審査した結果、本協会が認定する。

(2) 専門科目

ア **新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにて講義を実施する。ただし、実技は集合講習として、ALSOK ぐんま総合スポーツセンターで実施するが、前後の自宅学習を前提とする。**

イ 救急処置の内容の習得として、各自が下記の何れかを受講し、修了資格を取得しなければならない。

- ・日本赤十字社…救急法基礎講習または救急法救急員養成講習

- ・消防署…普通救命講習、または普通救命講習・上級救命講習
 - ・メディック・ファーストエイド…ベーシック MFA プログラム
- ウ 講習内容（別紙1）

(3) 専門科目現場実習

受講希望者は、受講前に各自のスポーツ現場における経歴書（別紙2）及び事例・症例報告書（別紙3）を作成し、その活動実績について報告する。本会スポーツ医科学専門委員会トレーナー班においてその活動実績等を審査の上、更なる現場実習の必要の有無を判断する。更なる現場実習内容が必要と判断を受けた者に関しては、講習会受講前後に各自でその不足内容を習得すること。

7. 受講者

(1) 受講条件：理学療法士、鍼灸師、柔道整復師、作業療法士、看護師の何れかの資格を有し、次の何れかの条件を満たした者

ア JSP0 公認アスレティックトレーナー講習会受講者及び講習会受講推薦者

イ 公益財団法人群馬県スポーツ協会加盟競技団体からの推薦者、本会スポーツ医科学委員会、トレーナー班専門委員の推薦者で、本会が認めた者。

(2) 受講者数

受講者数は15名程度とする。

8. 受講申込み

受講希望者は所定のスポーツトレーナー活動経歴書（別紙2）及び事例・症例報告書（別紙3）に必要事項を記載し、令和3年8月31日（火）までに本会に提出する。

9. 受講料

(1) 基礎科目（個人学習）

各講習の受講料 → 各講習団体へ納める。

(2) 専門科目（集合講習）

10,000円 → 本協会へ納める。

10. 受講者の決定

提出された受講希望者経歴書および事例・症例報告書に基づき、本会スポーツ医科学委員会において活動実績等を審査の上、受講者を内定し、本人宛に通知する。

11. 登録及び認定

(1) 講習会の受講に加え、救急処置に関する修了資格およびJSP0公認スポーツ指導者養成講座「コーチングアシスタント」の修了資格をもってカリキュラム修了とみなす。カリキュラムを修了した者に、公益財団法人群馬県スポーツ協会認定アスレティックトレーナー「認定証」及び「登録証」を交付する。この際、4年間の登録料として10,000円を納付すること。

(2) 資格の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。本資格を更新しようとする者は、有効期限内に、別に定める公益財団法人群馬県スポーツ協会スポーツ医科学委員会が認める研修を受けなければならない。

12. その他

(1) 本会認定アスレティックトレーナーは、公益財団法人群馬県スポーツ協会スポーツ医科学専門委員会トレーナー班に所属し、委員会規則に掲げる事業または協議を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策として、県内警戒度に基づき開催可否を判断する。警戒度「4」は中止、警戒度「3」はオンラインで講義、集合形式で実技を実施、警戒度「2」以下は例年通り集合形式にて実施とする。

- (3) 県内警戒度「4」や「まん延防止等重点措置」もしくは「緊急事態宣言」が群馬県内に発出されていた場合、本講習会は中止とする。その際、申込みがあった者は翌年度も受講希望がある場合は優先して受講することができる。
- (4) 6. 実施方法(2) 専門科目のところに記載してある通り、講義は原則オンラインにて実施するが、実技については集合形式にて実施する。しかし、新型コロナウイルス感染症対策として実技に参加できない者は翌年度に実技のみ受講することを認める。ただし、参加者の半数以上が実技に参加できない場合は、年度内に別日を設定し実技のみを行う。